

最低限度の生活に関する検討

- 現在、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定されている。
- 生活保護基準のうち、生活扶助基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採るとともに、平成16年以降、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に検証を実施している。
- 平成29年検証においては、モデル世帯（夫婦子一人世帯）について、一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準とが概ね均衡していることを確認する一方、その報告書においては、
 - ・ 一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、これ以上下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある
 - ・ 最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑ではない検証手法を開発することが求められるといった指摘がされたところである。
- このため、生活保護法の理念に照らして、今日における「最低限度の生活を送るために必要な水準」についてどのようにあるべきか、改めて考える必要がある。

生活保護法（抄）

第1条

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第3条

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第8条

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

各検証手法の概要

	マーケットバスケット方式	MIS手法	主観的最低生活費
算出方法	専門家が、最低生活に必要なもの(細かな品目)を選定し、それを積み上げて最低生活費を算出する方法。	属性に近い一般市民が、最低生活に必要なもの(細かな品目)を複数回議論して選定し、それを積み上げて最低生活費を算出する方法。	一般市民を対象に、2つの質問(①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か、②つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るためにいくら必要か)により食費等の費目ごとに最低限必要な額に関するアンケート調査を行い、その調査結果を基に主観的な最低生活費を算出する方法。
個人の価値判断の影響	どの品目を採用するか、少人数の専門家が判断するため、その専門家の知見に基づく判断の影響を受ける可能性がある。	どの品目を採用するか、少人数(8人程度)の議論により判断していくため、その参加者の価値判断の影響を受ける可能性がある。	約2万人のインターネット調査による結果を用いることから、特定の者の価値判断の影響を受けにくい。
予算制約	なし	なし (ただし、最終段階で合計額を見た上での調整が入る余地有り)	なし (ただし、回答者は自身の生活水準を前提とした回答となる可能性がある)
判断者	専門家	一般市民	一般市民
その他	品目を選定する専門家によって結果が異なる可能性がある。	地域の選び方、参加者の選び方によって結果が異なる可能性がある。	調査事項が主観的なものであるため、回答者の属性や調査票の設計によって結果が異なる可能性がある。